

固定式ガス消火装置の警報装置の設置等に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

固定式ガス消火装置の警報装置の設置等に関する事項

改正理由

消火設備等の仕様を規定する火災安全設備コード(FSS コード)の5章においては、固定式ガス消火装置により保護されるロールオン・ロールオフ区域、冷凍コンテナが積載される貨物倉、戸もしくはハッチにより立ち入ることができる区域等には当該区域への消火剤の放出を知らせる自動式可視可聴警報装置を設置する旨規定されている一方で、通常の貨物区域には当該警報装置の設置が不要である旨規定されている。しかしながら、戸もしくはハッチにより立ち入ることができる貨物区域については、通常の貨物区域に分類されるか否かが明確でなく当該警報装置の設置の要否が明確でない。

また、FSS コード5章においては、ロールオン・ロールオフ区域、冷凍コンテナが積載される貨物倉、戸もしくはハッチにより立ち入ることができる区域等を保護する固定式炭酸ガス消火装置について、警報装置の作動を確保するための2つの独立した制御装置を備える旨規定されているが、通常の貨物区域を保護する場合の制御装置の要否については規定されていない。

このため、IACS は、通常の貨物区域の定義及び2つの独立した制御装置を備える必要がある炭酸ガス消火装置の保護区域を明確にする IACS 統一解釈 SC132(Rev.4) を 2013 年 11 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC132(Rev.4)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 通常の貨物区域とは、ロールオン・ロールオフ区域及び冷凍コンテナが積載される貨物倉以外の貨物区域である旨規定した。
- (2) 固定式炭酸ガス消火装置の警報装置の作動を確保するための2つの独立した制御装置は、自動式可視可聴警報装置の設置が要求される区域を保護する固定式炭酸ガス消火装置に備える旨規定した。